

平成 26 年第 3 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 26 年 9 月 17 日(水曜日)

開 会 15 時 00 分 ～ 閉 会 16 時 40 分

議事日程

開会 平成26年 9 月17日 (水) 午後 3 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(平成26
年度阿武町一般会計補正予算(第2回))

日程第 3 議案第 3 号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 4 号 平成26年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回)

日程第 5 議案第 5 号 平成26年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計補正予算(第 1 回)

日程第 6 議案第 6 号 平成26年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
2 回)

日程第 7 議案第 7 号 平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第
2 回)

- 日程第 8 議案第 8 号 平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 発議第 1 号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 日程第 12 発議第 2 号 山陰道(益田～萩間)の早期整備促進に関する要望決議について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員 なし

代表監査委員 永 柴 義 廣

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	斉	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午後 3 時 00 分**開会の宣告**

○議長（田中敏雄） 全員ご起立をお願いします。一同礼。ご着席下さい。

議員の皆様には、平成 26 年第 3 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。また、永柴代表監査委員さんには引き続きのご出席、誠に苦勞様です。ありがとうございます。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布してありますとおり、委員長報告、討論、採決及び発議 1 件です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、5 番、西村良子君、6 番、末若憲二君を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 9 議案第 9 号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回））から日程第 9、議案第 9 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）までの 8 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長（長嶺吉家） それでは、先日 9 月 11 日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号及び議案第 3 号から議案第 9 号までの 8 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回））について審議に入りました。質疑もなく原案のとおり承認することに決しました。

続いて議案第 3 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、審議に入りました。質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 4 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）について審議に入りました。

6 款、農林水産業費のジャム加工用備品購入費について、購入する備品と加工施設の管理、運営、商品開発等について質疑があり、備品の主なものはジャムを保管しておく冷蔵庫、冷凍庫や製品を真空パックする真空包装機、加工に必要な厨房機器などを購入する。管理、運営は、あぶクリエイション、道の駅で行うが、実際は J A 女性部が管理することとなる。また商品開発については、視察研修や試作なども行っているが、技術的な面は重要であるから、奈古高校のキウイの色を変色せずに加工する技術や奈古高校で指導していた吉岡氏の技術的なノウハウを活かし、連携を図りながら取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、河内営農生産組合が法人の設立に向けて取り組んでおられるが、構成戸数と面積について質問があり、基本的には、現在のままで法人化に向けての動きがあり、現在の戸数 31 戸、面積は 17 ヘクタールであるが、これから変動の可能性はあるとの答弁がありました。

7 款、商工費の委託料で、道の駅及び奈古漁港周辺平面測量について目的及び将来の計画について質疑があり、これまで道の駅と周辺の正確な図面がなかった。道の駅はリニューアルオープンし平面図があるが、下の埋め立て地から全体の道の駅、発祥交流館あたりの位置図を示した図面がない。将来、埋め立て地をどうするかという時に図面がない状況では検討もできないので、図面を作成することにした。構想や具体的な計画がある訳ではないが、図面をもとに将来のことを考えていくとの答弁がありました。

次に、観光双眼鏡購入について、設置する場所とコイン式にするのかとの質疑があり、観光地にあるような双眼鏡で、目的は、鹿島や周辺の景色、遠くは向津具半島にある風力発電のプロペラなどが見られるので、楽しんでもらうため。これら風景の解説書を作る予定であり、新たな発見というニーズもあると思う。設置場所は、海側に、100円のコイン式を考えているとの答弁がありました。

10 款、教育費で、要保護及び準要保護児童援助費について、世帯数と児童数について質問があり、小学校は 9 世帯 17 人、中学校が 5 世帯 5 人との答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 5 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 2 回）について、審議に入りました。

ヘルストロンの機器について質問があり、イスに座った状態で電気が流れる電位治療器で、血行が良くなることで肩こりや腰痛などに効果があるとの説明がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 6 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）及び議案第 7 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 回）については、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 8 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1 回) については、可搬式簡易クレーンは新たに購入するののかとの質疑があり、現在ある物が古くなり、吊り上げ、吊り下げができなくなったための更新である。クレーンと書いてあるが、4 本足にチェンブロックを加工した台付きのもので、水中ポンプを吊り上げ、吊り下げするものとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 9 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回) について審議に入りました。質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号及び議案第 3 号から議案第 9 号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これをもって委員長報告に対する質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論は分割して行います。

まず、議案第 1 号及び議案第 3 号について、討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。次に、議案第 4 号から議案第 9 号までについて、討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。採決は 1 議案ごとお諮りいたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)) について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回)について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 6 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算

(第 2 回) について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 7 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回) について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 8 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回) について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 9 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回) について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 10 号 平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長 日程第 10、議案第 10 号、平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。

特別委員会に付託されました議案第 10 号について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは引き続きまして、議案第 10 号、平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、審議の内容と結果を報告いたします。

審議は、歳出から行いました。

2 款、総務費の負担金補助及び交付金で、集落彩生交付金について、前年度と比べて約 300 万円増えているが全体的なことについて質疑があり、集落彩生交付金の使途については、自治会会報の発行、防犯外灯の設置、自主的な防災訓練、集会所の建設や改修などがある。大きく変動した理由は、集会所の改修に 10 分の 3 出しているが、木与、筒尾集会所の改修に合わせて約 400 万円交付したことが要因であるとの答弁がありました。

次に、2 項、財産管理費の備品購入費で、ウィンドウズの関係でパソコン機器の更新が終わるのはいつか、との質疑があり、あと 1 年で 20 台程度更新すれば終了するとの答弁がありました。

次に、7 項、情報政策費の委託料で、業務におけるシステム、ソフトウェアの経費が膨らんでいることについて質疑があり、電算の委託料は年々増加傾向にある。ハードにおいてもソフトにおいても、バックアップ体制ができないので、だいたい 5 年程度で更新していかざるを得ない。山口県町村会 6 町でソフ

トの共同運用を呼びかけているが、今、番号制度が導入されることになり、クラウド化を 1 つの会社でやらなければならない。各町によって委託会社がまちまちであるので、現行のクラウドで番号制度を乗り切らないといけない問題があり、クラウドの共同化は今ではできない。番号制度後は、引き続き他町に呼びかけ、共同開発に取り組むとの答弁がありました。

次に、9 項、企画振興費の報償費で、地域づくりアドバイザー講師料について質疑があり、これは町の基本構想、基本計画の策定に向け、職員の頭を柔軟にして、発想を変えて取り組もうとして講師を呼び、支払った謝礼であるとの答弁がありました。

次に、8 項、企画総務費の使用料及び賃借料のワゴン車リース料 3 台分について、費用対効果の観点からワゴン車の購入とリースではどちらが有利かとの質疑があり、国が過疎対策事業債のソフト部分を拡充したことにより、リース料については過疎債の対象となり起債ができるので、購入するよりは遙かに有利であるとの答弁がありました。

その他、総務費では、人口定住促進事業の奨励金の交付、一般コミュニティ助成事業補助金の内容について質問があり、それぞれ説明がありました。

3 款、民生費では、就労継続支援 B 型、生活支援ハウス運営事業について質問があり、それぞれ説明がありました。

4 款、衛生費では、斎場事業事務委託料の減少について質疑があり、実績に応じて萩市との人口割りになっている。阿武町は、7.3 パーセント負担しているとの答弁がありました。

7 款、商工費では、阿武町起業化支援補助金、道の駅健康遊具の利用状況、道の駅施設整備事業の財源内訳について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

8 款、土木費では、路肩草刈り、民間住宅リフォーム補助金について質問が

あり、それぞれ説明がありました。

9 款、消防費では、消防救急事務委託料の変動要因について、10 款、教育費では、放課後子ども教室事業、町民センター文化ホール催し物の際の送迎便、ふれあい教室について質疑と質問があり、それぞれ答弁がありました。

11 款、災害復旧費では、災害復旧の状況について質疑があり、農地と農業用施設は 42 件全て発注済みで、農地については 30 件であり、秋の取り入れが終われば工事に取りかかる。公共土木については 32 件で、未発注分も近日中に発注し、年度内 3 月までの完成をめざすとの答弁がありました。

13 款、諸支出金では、美咲第 4 分譲宅地の分譲の状況について質疑があり、8 月末で、1 件の申し込みとなっている。新聞の折り込み広告や住宅展示場に資料を置くことにしているとの答弁がありました。

次に、町税の収納率が上がっている要因について質疑があり、収納率が上がっている要因としては、平成 22 年度から併任徴収事務に取り組んでいる。県の職員が町の職員の辞令を受けて、町の職員として月に 2 回阿武町に来てもらっている。町県民税の個別案件に徴収事務の指導を受けている。また、平成 24 年度から職員を研修会に参加させて、地方税法、徴収の成功例、トラブルの納税折衝、グループ演習での調査、差し押さえなどの実践力、対応力を育成しているとの答弁がありました。

続いて歳入では、町税の不納欠損の状況について質疑があり、消滅時効 13 件、資産がないもの 8 件、無益な差し押さえ、財産があるがそれを差し押さえすることができない 1 件、破産 2 件の計 24 件であるとの答弁がありました。

以上で、一般会計の審議を終え、続いて 7 つの特別会計の歳入歳出決算について、審議に入りました。

まず、平成 25 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算では、歳出の保険給付費で退職被保険者等療養給付費と高額療養費の増額補

正の要因について質疑があり、退職者の高額が 58 パーセント増えている。退職者で医療機関にかかられる割合が増えている状況があるとの答弁がありました。他に質疑がなく、続いて平成 25 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計歳入歳出決算、平成 25 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成 25 年度阿武町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、それぞれ審議の結果、特に質疑はありませんでした。

次に、平成 25 年度阿武町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算では、歳入の使用料について、未収が増えているが対応について質疑があり、水道に入っておられる方、それと下水に入っておられる方、全体でおしなべて特に問題がある方が 5 名くらいおられる。水道が溜まれば、農集、漁集も溜まってくる。電話や未納の月には必ず手紙や通知を出す、なかなか納付が追いつかない状況で、特定の方の金額が太いので、それが簡水、農集、漁集の未納のウエイトが高くなっているとの答弁がありました。

次に、平成 25 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、審議に入りましたが、特に質疑はありませんでした。

他に質疑がなく、いずれも原案のとおり認定することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました日程第 10、平成 25 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長報告を終わります。次に委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

質疑なしと認め、これをもって委員長報告に対する質疑を終了します。

これより討論に入ります。まず、本案に反対の討論のある方の発言を許しま

す。反対討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 反対討論なしと認めます。次に、本案に賛成の討論のある方の発言を許します。賛成討論はありませんか。

(2 番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 2 番、小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 私は、9 月 10 日第 3 回阿武町議会定例会に提出されました、平成 25 年度阿武町一般会計並びに平成 25 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計等 7 つの特別会計の歳入歳出決算について、私の所見を述べ賛成討論とさせていただきます。

まず、一般会計の歳入歳出額は、平成 25 年 3 月議会で決議された当初予算は 33 億 5,000 万円でスタートし、その後、補正予算が組まれ補正後の予算額は 38 億 4,873 万 620 円となり、執行後の決算額は、歳入額が 38 億 666 万 4,630 円、歳出額が 34 億 3,700 万 4,556 円で、差引額は 3 億 6,966 万 74 円となっております。これから、繰り越しすべき財源 7,516 万 4,538 円を差引いた実質収支額は、2 億 9,449 万 5,536 円となり、前年度より 1,895 万 2,011 円増加しております。25 年度においては、大きな事業投資があったものの、歳入歳出ともバランスのとれた決算となっております。

また、7 つの特別会計をみますと、歳出決算額は 14 億 6,996 万 7,117 円で、前年度とほぼ同額の歳出額となり、全ての会計で黒字となっております。

一般会計の主要な事業内容を見ますと、汐入野地線道路新設工事、災害復旧事業、グリーンパークあぶ整備事業、萩長門新清掃工場建設事業、公営住宅整備事業、消防自動車整備事業、分譲用宅地整備事業、塵芥処理対策事業などが行われました。そして、商業、産業、観光の活性化対策として、道の駅阿武町の施設整備事業がありました。これらの事業は、今後の阿武町の魅力の発揮、

町民の皆様の利便性の向上、人口定住対策につながるものと確信しております。

これは、中村町長はじめ、職員皆様方が一生懸命汗を流された賜であり、心より敬意を表するところであります。大変ご苦勞様でございました。

一般会計の歳入を見ますと、町税等の自主財源は10億899万4,909円で歳入全体の26.5パーセントを占め、前年度と比べますと2億1,572万8,604円の、27.2パーセント増加しております。増加の大きな要因は、繰入金増加によるもので、自主財源で主要な町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料は、1,363万2,590円の減少となっております。人口減少や商工業、第一次産業など厳しい現状の中、自主財源を伸ばすことは非常に困難なことで、単独行政を続けるうえで、最も不安をいただくところではありますが、現在、取組んでおられます、人口定住対策、産業振興、子育て支援など、さらにスピード感を持って積極的に行っていただきたいと思っております。

依存財源についてですが、国や県の支出金の増額によるもので、前年度比3億6,131万2,144円の14.8パーセント増加し、歳入全体の73.5パーセントを占める27億9,766万9,721円となっております。

次に、歳出を性質別に見ますと、義務的経費は9億6,687万3,000円で、全体の28.1パーセントで前年度比3,516万8,000円、3.8パーセント増加しております。

投資的経費は、大型事業があったため、全体の42.7パーセントで、前年度比7億646万3,000円で93パーセント増加しております。

一方その他の経費は、全体の29.2パーセントで、前年度比2億1,605万6,000円、17.7パーセント減少しております。全体的には、常日頃から経費の削減に努力されていると思っております。

次に、特別会計ですが、7つの会計はどれをとっても、町民の皆様が生活をする上で必要不可欠であり、大変重要視される事業です。特別会計は独立採算制が原理原則です。しかし、前年度とほぼ同額の2億2,386万702円が一般会計

から 7 つの会計へ繰り出しが発生いたしております。高齢化が進む中、特に国民健康保険や介護保険の経費削減は難しく、今後さらに増加することと予測されますので、さらなる日常的な保健指導や高齢者対策を願うところであります。

次に、財政分析指標を見ますと、まずは、財政力指数ですが、町の指数は 16.5 パーセントと年々低下をいたしております。県内の平均 34.6 パーセントと比べると特に低く、特別な自主財源の増加要因に繋がるものは極めて希薄な状態ですが、今以上に下降しない施策をお願いしたいところであります。

次に、経常収支比率ですが、これは経常経費に対する経常一般財源の割合を指標に示したものです。市町村では 75 パーセントを上回らないことが望ましいとされております。町の比率 75.6 パーセントは、それを若干上回ってはおりますが、過去 5 年間の県内町平均と比べても、特段に優秀と認められます。

次に、実質公債費比率ですが、これは財政構造の弾力性を判断する指標で、10 パーセントを超えないことが望ましいとされております。町の比率 3.2 パーセントは、それをはるかに下回っており、地方債残高の減少に取り組んでこられた結果が、よく数値に表れております。

次に改善の要望ですが、町税等の自主財源が減少する中、町税の収納状況を見ると、収入未済額は現年課税分、滞納繰越分とも収納率は向上いたしております。国民健康保険、介護保険の収入未済額についても同じように減少いたしております。滞納については様々な事情、経済情勢等もありますが、徴収に苦慮される面も大変多いことと思えます。しかしながら、自主財源である税収入の確保、税負担の公平を図るうえからも、県と連携して徴収するなど、一層の努力をお願いいたします。

終わりに、町財政の適切な運営に取り組まれました職員の皆様、並びに、監査をいただきました監査委員の皆様、議員を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上、平成25年度の阿武町一般会計歳入歳出決算と阿武町特別会計歳入歳出決算につきましては、私は、原案のとおり承認することに賛成いたします。議員の皆様におかれましても、賛同されますことをお願いして、私の賛成討論を終わります。

○議長 ほかに、討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 ほかにないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。採決の方法は、会議規則第81条第1項の規定により起立によって行います。なお、3番は、挙手により行ってください。

お諮りします。議案第10号、平成25年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての、委員長の報告は原案認定です。委員長報告のとおり認定することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(“起立” 全員)

○議長 ご着席下さい。起立、挙手、全員です。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第11 発議第1号

○議長 日程第11、発議第1号、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、を議題とします。

特別委員会に付託されました発議第1号について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、本会議で特別委員会に付託されました、発議第1号、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についての委員会審議の内容と結果について報告いたします。

審議にあたり、意見書の提出はどこからの要請かとの質疑があり、議会事務局から、やまぐち肝炎友の会から 6 月議会前に要請があった。全県下、このような意見書の提出を要請して回っているとのことで、県内の町の動向について、6 町中 4 町が 6 月議会で提出済み、9 月議会において上関町が議決予定という情報提供がありました。審議の結果、全会一致で原案のとおり意見書を提出することに決しました。

以上、発議第 1 号について、別紙意見書の提出を採択されたので、よろしくお願いたします。

以上で、本特別委員会に付託された案件全ての審議結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これを以て委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これを以て討論を終了します。

これより採決を行います。発議第 1 号、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

なお、ここでお諮りいたします。ただ今可決されました、発議第 1 号の意見書の取り扱いとその事務等の整理につきましては、議長に一任されたいと思

ますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、意見書の事務の整理等は議長に一任することに決定されました。

日程第 12 発議第 2 号

○議長 日程第 12、発議第 2 号、山陰道（益田～萩間）の早期整備促進に関する要望決議について、を議題とします。

発議第 2 号について、提案理由の説明を求めます。4 番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○4 番 中野祥太郎 それでは、発議第 2 号の説明をさせていただきます。

説明は、お手元に配布されている資料を朗読させていただき、説明とさせていただきます。

山陰道（益田～萩間）の早期整備促進に関する要望決議。

多軸型国土構造の形成に不可欠な山陰道は、日本海国土軸の根幹をなすものとして、重要な路線であり、広域交流の促進はもとより、地域の個性を活かした新しい文化の創造と企業誘致、観光産業の振興など地域経済の発展に大きく寄与するものであります。

本路線は、国において未整備区間の優先区間の絞り込みのための調査費が予算化され、社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会において、山陰道（益田～萩間）の検討が議題として上がっております。

これまで、山陰道の整備は、鳥取県、島根県内の整備計画区間は順調に整備が進められているものの、島根県益田市と山口県萩市間については、未整備区間として未だにその計画も示されていないのが現状でございます。

本地区における幹線道路は、国道191号のみで、車以外の交通手段が十分ではない地域にとっては、高速道路は必要不可欠であります。

地方が真に必要な道路は、走行性や安心安全で国土の骨格を形成する道路で、地域の救急医療、福祉活動や産業振興、観光交流の促進に寄与する道路ネットワークを必要としております。

しかしながら、国道191号は、線形不良箇所や法面崩落の危険性がある区間や交通事故、越波、火災の消火活動、大雨などによる全面通行止等が多発していることや、昨年7月に発生した山口島根豪雨災害における道路交通網の途絶状況を考えれば、災害時のリスク分散や代替機能の確保が急務の課題となっております。

このように、安心して安全な防災、減災に資する道路としては十分とは言えず、災害に強い道路ネットワークの整備を強く望むものであります。

このようなことから、阿武町議会は、ここに、山陰道（益田～萩間）の早期建設にかける沿線住民をはじめとした地域住民の熱意を表明し、次のことを強く要望します。

1、社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会において、早期に未整備区間の優先区間の絞り込み調査を完了すること。

2、山陰道（益田～萩間）について、新規事業化を早期に実現すること。

以上、山陰道の早期整備促進に関する要望決議について、議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明を終わります。続いて、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認め、これを以て質疑を終了します。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これを以て討論を終了します。

これより採決を行います。お諮りします。発議第 2 号、山陰道(益田～萩間)の早期整備促進に関する要望決議について、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでお諮りいたします。ただ今可決されました、発議第 2 号の要望決議の取り扱いとその事務等の整理につきましては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、要望決議の事務の整理等は議長に一任することに決定されました。

○議長 この際、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

ここで、全員協議会のために暫時休憩します。

10分間の後に資料を持って委員会室の方へご移動願います。

休 憩 15時46分

(この間、全員協議会)

開 会 16時28分

○議長 全員協議会前に引き続き、会議を開きます。

ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 平成26年第 3 回阿武町議会定例会、議員の皆様方には大変お疲れ様でございました。

去る10日から開会があった訳でございます、今日が 8 日目でございますが、ご提案申し上げました10件の議案、慎重なるご審議のうえご議決を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、今回はいわゆる決算議会でございます。代表監査委員の永柴監査委員さん、そして末若監査委員さんには、大変ありがとうございました。今回決算の審査意見書もお出しいただいた訳でございますが、それぞれの施策をしっかりと検証した中で、費用対効果を考慮した中で、今後も事業の推進に努めていただきたいということが書いてあった訳でございますが、正しくそのとおりだろうというふうに思っているところでございます。

ご案内のとおり、去る 9 月 3 日に第二次の安倍改造内閣が発足いたしました。今回の改造内閣の柱は、地方創生でございます。新たに地方創生大臣も任命されるところでございます。これから、詳しいことが決まっていくだろうというふうに思っておりますが、基本方針は既に示されたところでございますが、従来でありますと、地方の時代と言われて、もう二十数年になるわけであります。国が事業を考えて、そのメニューの中で地方がその事業をいかに執行していくか、ややもすると国の方から、この事業をしてはどうかというような働きかけ等もあったわけでございますが、今回、聞いてみますと地方が独自に事業に取り組む、それに対するいわゆる補助金なり交付金を付けていこうというスタンスのようでございますので、従来の考え方とは全く変わってくるだろうというふうに思っておりますが、そうした中で、今東京一極集中が進んでおります。また、それに伴いまして人口の減少の問題、こういった問題等も絡めた中で地方創生ということが柱として出た訳でございます。阿武町にとっては第一次産業は基幹産業であります。ご案内のとおり今年の 8 月は大変な天候不順で

ございました。長雨と日照不足によりまして、今丁度福賀地区を中心に稲刈りの作業が行われている訳でございますが、数量が例年に比べまして大変に少ないという状況でございます。またそれと同時に米価が今年は下がっております。そうしますとアベノミクスで一部大企業を中心に景気の回復が言われている訳でございますが、なかなかそれが地方に波及していないということが言われている訳でございますが、波及するどころの話ではなく、大変厳しい状況に、いきなり農業がなくなっていくというふうに思っている訳でございます。国においては、農業の所得を10年間かけて倍増するというような基本的なスタンスが示されている訳でございますが、今年度から4つの柱の農業の取り組みも今行われている訳でございますが、その初年度にこういった状況でございますので大変厳しい状況にあるというふうに思っている訳でございます。それと同時にこれからの地域間競争を考えたときに、国が地方創生という旗印を示したということは、逆に言えばこれから地方公共団体同士の、市町村同士の競争が厳しくなるということでもあります。これは間違いのないことだろうというふうに思っている訳でございます。従いまして、これからどのような方向性が具体的に示されるか分かりませんが、まだ来年度予算の概算要求の段階でございますが、ただ、これまでのように国が交付税をどうにかしてくれるだろう、財源も手当もどうにかしてくれるだろう、そういった考え方を持っている、その地方はもう淘汰される、ということは間違いのないことだというふうに思っております。従いまして、阿武町も単独町政を進めてまいりまして、住民アンケートの内容も少し見た訳でございますが、やはり、そういった問題も住民の方から意見も出ているところでございます。やはり、これから町づくりを阿武町としていかに進めていくか、これは本当に大きな問題だろうというふうに思っております。

今回の一般質問でもいただきましたが、いつも一般質問で人口の定住対策についてご質問をいただく訳でございます。日本全体が人口減少時代を迎えた中

で、阿武町でどうしていくか、そのことを考えていかななくてはいけない訳であります。そういった意味で、行政と議会は車の両輪に例えられる訳でございますが、小さな町の取り組んでいく事業には限度もあるかというふうに思っておりますが、やはり阿武町として何を今やらなくはいけなにかということをし、しっかり見据えた中で事業の推進を図っていくことが必要だろうというふうに思っております。従いまして、今回の議会では、25年度の決算内容が示された訳でございますし、また、住民アンケートも出された訳でございます。そういった意味でこれからの阿武町を考えたときには、大変重要な議会であったというふうに認識をしているところでございます。どうか議員の皆様方にもこれから阿武町の発展につきましてより一層のご理解ご尽力をいただきますことを心からお願い申し上げまして、私の第 3 回議会定例会の閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

大変、お疲れ様でした。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。閉会にあたり、私からもお礼を兼ね一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、過ぐる 9 月 10 日開会以来、17 日までの 8 日間を会期として、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回））を始め、阿武町が当面する重要案件について、慎重に審議を続けてまいりましたが、皆様のご精励により本日ここに全ての議案を議了し、閉会の運びとなりましたことはご同慶にたえないところであります。

また、永柴、末若両監査委員におかれましては、この 1 年、例月出納検査を始め定期監査や決算監査に真摯に取り組んでいただき、まことにありがとうございました。両監査委員の厳正な監査と、中村町長をはじめ執行部のご尽力による立派な決算を、本日認定することができましたことについて、両監査委員並びに関係者各位に対し、深甚な敬意と謝意を表する次第であります。

さて、この議会会期中においても、北海道ではこれまで経験したことのない猛烈な雨が降り、気象庁は北海道の一部に大雨特別警報を発令し、さらに記録的短時間大雨情報を出して、札幌市をはじめ岩見沢市など 12 市町、約 90 万人に避難勧告が出されるなど、全国各地域で大きな被害が多発しており、3 年半を迎えたあの東日本大震災の発生から、取り巻く気象環境は少しずつ変化しているように思われます。我々も安全安心な町づくりにこれまで以上に取り組むことは、喫緊の課題であると意を強くしているところであります。自分の地域は自分で守るためにも、この 28 日に開催されます阿武町総合防災訓練には是非多くの住民の方々が参加されますよう、念願するところであります。

さて、安倍内閣は最重要課題、地方創生に向けてその司令塔となる、まち、ひと、しごと創生本部を設置し、特に深刻になっている少子高齢化あるいは雇用創出、定住、移住の促進などに向けて様々な取り組みが必要となり、地方と中央の格差が是正され、地方が持続的な社会を創生できるように、石破地方創生大臣の手腕に期待するものであります。単独町政を選択し何かと不安を抱える中、10 年の節目を迎えることとなりますが、この間執行部、議会、町民が 3 本の矢として小さくても個性が光り自立した町づくりに向けて鋭意取り組んできました。今国においても平成の大合併を通して、地方の役割、あり方が見直されているように思われ、各大臣の発言に、地方の元気、東京一極集中の是正など、これまで以上に地方を意識した発言がなされているように思われます。道州制の議論においても、9 月 9 日山口新聞に道州制議論下火に、担当の石破慎重発言、とあり、国づくりにおいては費用対効果、効率性といったことのみ物指しだけで計ることができない難しさも多くあったと思われます。

自主財源が小さい当町においては、国の施策に大きく左右されますが、町民が一丸となって真摯に町づくりに取り組まなければならないと思います。

テニスの全米オープン男子シングルスで準優勝した錦織圭選手の活躍には、

多くの人々に夢と感動と希望を与えてくれました。我々も錦織選手に負けないくらい努力をして中村町政の政治信条であります、小さくても個性が光る自立した町づくりに向けて、具体的に実効性のある取り組みが求められるところであり、これまでに増して執行部、議会、町民が一体となって全力を傾注しなければならぬと思います。

今期定例会会期中、審議の過程においての議員各位の要望、提言等に加えて一般質問、討論においても十分耳を傾けられ、これらを尊重され、町政の円滑な執行を期していただくよう強く要請するところであります。

○議長 以上で、9月10日から本日までの8日間の全日程を終了しました。

これにて、平成26年第3回阿武町議会定例会を閉会します。

○議長 全員ご起立をお願いいたします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 16時40分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 西 村 良 子

阿武町議会議員 末 若 憲 二